沖縄県不認可理由３への反論　　　　　　　　　　　　2018.7.10 熊本一規

名護市東海岸漁協の設立認可申請に対する沖縄県の不認可文書（指令農第782号）において、沖縄県は、四点の不認可理由の３として次のように述べている。

３｢発起人の住所、氏名、年齢及び経歴の概要を記載した書面並びにこれらの書面に用いた印の印鑑登録証明書｣の他､本件認可申請書添付質料では、発起人が｢組合員(准組合員を除く。)となろうとする者j、また設立同意書を申し出た者が「組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者｣であるとは認められず、水協法第59条から第63条の規定に違反していること。

　この不認可理由３は、水産業協同組合法（略称「水協法」）の解釈を誤ったものである。以下、説明する。

１．発起人が「組合員であろうとする者」であることを客観的根拠なく否定することはできない

　『水産業協同組合法の解説』は、発起人の資格について規定している水協法59条について、「発起人は正組合員となろうとする者でなければならない。正組合員となろうとする者とは正組合員になろうとする意思を有する者である」と解説している。すなわち、発起人は、過去に一年を通じて90日以上の「漁業を営み又はこれに従事する日数」の漁業実績（以下、単に「漁業実績」という）がなくとも、今後その意思があれば発起人たる資格を有するのである。

　名護市東海岸漁協の発起人が、全員、その意思を有していることは、認可申請書添付資料に示されている。したがって、発起人以外の者が発起人の意思を否定することは、発起人が嘘をついていると断定することに他ならず、そのためには、よほどの客観的根拠が示されなければならないはずである。

　にもかかわらず、不認可理由３は、何ら客観的根拠を示すことなく、発起人が「組合員となろうとする者」でないと断定している。

２．漁業実績を有していなくても設立同意書を申し出ることは可能である

　不認可理由３は、「設立同意書を申し出た者が『組合員たる資格を有する者』であるとは認められず、水協法第59条から第63条の規定に違反している」と述べている。

　しかし、水協法によれば、漁業実績を有していなければ設立同意書を申し出ることができないわけではない。

　この点を理解しやすくするため、以下、「組合員となろうとする者」をＡ（漁業実績を有する者）とＢ（漁業実績を有しない者）の二つのグループに分けて論じることとする。

　漁協設立は、発起人会→設立準備会→創立総会を経て認可申請することになるが、

設立準備会における議決権は、「組合員となろうとする者」、すなわち、ＡもＢも有するとされている（水協法61条3項[[1]](#footnote-1)）。

　他方、創立総会における議決権は、条文上は「組合員たる資格を有する者であって設立に同意した者」が有するとされている（水協法62条5項[[2]](#footnote-2)）。

　では、水協法62条5項にいう「組合員たる資格を有する者」とはＡのみを指すのであろうか。

　結論から言えば、それにはＡのみならずＢも含まれると解される。そのことは水協法62条についての『水産業協同組合法の解説』に次のように示されている（傍点引用者）。

創立総会においては提出された定款案を修正することができるが、地区及び組合員資格については修正できない。これらの事項はさきに設立準備会において決定されており、創立総会はそれに同意して組合員になろうとする者が出席して議事を議決するのであるからこれを修正すれば創立総会における議決権自体に変動が生じ、決定することができなくなるからである。

　したがって、「Ａのみが設立同意書を申し出ることが可能」とする沖縄県の解釈は誤りであり、Ｂもまた、設立に同意して創立総会において議決権を持つことが可能なのである。すなわち、組合員資格を踏まえて「組合員になろうとする者」は62条5項の「組合員たる資格を有する者」とみなされて創立総会における議決権を持つのである。

　また、仮に百歩譲って沖縄県の解釈が正しいとすれば、Ａに属する者のみが創立総会において議決権を有することになるが、その場合には、Ａの「半数以上が自ら出席し、その議決権の三分の二以上」で議決すればよいのであり、Ａの出席人数が何人以上、あるいは（Ａ＋Ｂ）の何割以上でなければならないとする規定は全く存在しない。

　名護市東海岸漁協の創立総会においては、ＡもＢも設立に同意したうえで出席し、Ａの三分の二以上、かつ（Ａ＋Ｂ）の三分の二以上で議決している。

したがって、設立同意に関する沖縄県の解釈が正しいか否かに関わらず、創立総会における議決が有効であることは明らかである。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

1. 水協法61条3項　設立準備会の議事は、出席した組合員となろうとする者の過半数の同意をもって、これを決する。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 水協法62条5項　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であってその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が自ら出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。 [↑](#footnote-ref-2)